

京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第97号）
 （上下水道局総務部総務課及びお客さまサービス推進室）

1 条例改正の趣旨

(1) 本市の水道事業は、水需要が減少傾向にあることに伴い今後も厳しい収支が見込まれるとともに、水道施設の老朽化及び地震等の災害への対策の強化が求められ、より一層の財源確保を図る必要があります。また、水道を利用する世帯の数が増加する一方で1世帯当たりの使用水量は減少するなど、水需要の構造も変化しており、今日の社会状況に対応した料金体系を構築する必要があります。

このような状況の中、安全・安心な水道の整備及び持続可能な水道サービスの提供に向けた経営基盤の強化を図るため、水道料金について適正な水準及び適切な体系に改定しました。

(2) その他必要な規定を整備しました。

2 条例改正の概要

水道料金について、給水管の呼び径に応じた基本料金及び基本水量に改めるなど料金体系を見直すとともに、平成29年度末の累積収支の均衡を図るため平均2.7パーセント、老朽化した配水管の更新等の財源として活用する資産維持費を算入するため平均6.9パーセント、合わせて平均9.6パーセントの改定をしました。

(1) 水道料金の改定

ア 基本料金（1月当たり）

区分	給水管の呼び径	現 行	改 正 案
専用装置 により使 用する水	20ミリメートル以下	円 870	円 920
	25ミリメートル	1,690	1,900
	40ミリメートル	2,470	2,780
	50ミリメートル	9,250	18,300
	75ミリメートル	15,470	35,910
	100ミリメートル		71,600
	150ミリメートル		134,260
	200ミリメートル		281,520
共用装置により使用する水		150円に使用者数を 乗じて得た額	165円に使用者数を 乗じて得た額

注 料金の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

イ 基本水量（1月当たり基本料金のみで使用する事ができる水量）

区分	給水管の呼び径	現 行	改 正 案
専用装置 により使用 する水	20 ミリメートル以下	10 立方メートル	5 立方メートル
	25 ミリメートル及び40 ミリメートル		10 立方メートル
	50 ミリメートル		50 立方メートル
	75 ミリメートル		100 立方メートル
	100 ミリメートル		250 立方メートル
	150 ミリメートル		500 立方メートル
	200 ミリメートル		1,000 立方メートル
共用装置により使用する水		8 立方メートルに使用者数を乗じて得た水量	8 立方メートルに使用者数を乗じて得た水量

ウ 従量料金（1立方メートルにつき）

給水管の呼び径により決定する基本水量（上記イによる）を超える部分

区 分	現 行	改 正 案
専用装置 により使 用する水	円 0	円 10
10 立方メートルを超え、20 立方メートル までの部分	162	177
20 立方メートルを超え、30 立方メートル までの部分		180
30 立方メートルを超え、100 立方メー トルまでの部分	189	208
100 立方メートルを超え、200 立方メー トルまでの部分	206	226
200 立方メートルを超え、500 立方メー トルまでの部分	223	243
500 立方メートルを超え、5,000 立方メー トルまでの部分	262	284
5,000 立方メートルを超え、10,000 立方 メートルまでの部分	301	326
10,000 立方メートルを超える部分	339	
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場	38	39

	業を除く。)において使用する場合の使用 水量で 100 立方メートル (給水管の呼び 径が 100 ミリメートル, 150 ミリメートル 又は 200 ミリメートルの場合にあっては, 先のイに規定する当該給水管の呼び径ご との基本水量) を超える部分		
共用装置 により使 用する水	8 立方メートルに使用者数を乗じて得た 水量を超え, 30 立方メートルに使用者数 を乗じて得た水量までの部分	22	24
	30 立方メートルに使用者数を乗じて得た 水量を超え, 100 立方メートルに使用者数 を乗じて得た水量までの部分	189	208
	100 立方メートルに使用者数を乗じて得 た水量を超え, 200 立方メートルに使用者 数を乗じて得た水量までの部分	206	226
	200 立方メートルに使用者数を乗じて得 た水量を超え, 500 立方メートルに使用者 数を乗じて得た水量までの部分	223	243
	500 立方メートルに使用者数を乗じて得 た水量を超える部分	262	284

注 料金の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

エ 特別給水の料金に係るその都度、管理者が定める金額

単 位	現 行	改 正 案
1 立方メートル	335 円	326 円

注 料金の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

オ その他

使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から1月当
り20円に100分の105を乗じて得た額とします。

(2) 規定の整備

民間分譲マンション等の集合住宅における各戸検針・各戸徴収サービスに関する規定を整備しました。

(3) 施行日

この条例の施行日は、料金改定に関しては平成25年8月1日から施行することとし（改定後の水道料金は、平成25年10月1日以後に決定する使用水量に係る分について適用することとしています。）、規定整備の部分に関しては平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第97号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「給水装置に」を「前2項の規定により」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 共同住宅において、当該共同住宅の各住宅に居住する者が第3条第1項の規定による承認を受け、給水を受けようとするときは、使用者は、管理者が定めるところにより、管理者から水道メーターの貸与を受けることができる。この場合において、使用者は、当該水道メーターを管理者が指定した場所に設置するものとする。

第15条の2第2項中「870円」を「920円」に改める。

第15条の3第2項中「150円」を「165円」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(共同住宅における管理者が貸与した水道メーター及び専用装置に係る1月の料金の額)

第15条の3 第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における当該水道メーターに係る1月の料金の額については、第15条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置に係る1月の料金の額については、当該専用装置の使用水量から次に掲げる水量のいずれか大きい水量を控除して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

(1) 当該共同住宅において水の供給を受けている使用者に係る前項の水道メーターに係る使用水量を合計した水量

(2) 当該共同住宅において水の供給を受けている使用者に係る前項の水道メーターに係る別表第1に規定する基本水量を合計した水量

第18条第2項前段中「第15条の3」を「第15条の4」に改め、同項後段中「870円」を「920円」に、「1,740円」を「1,840円」に、「第15条の3第2項」を「第15条の3第2項中「別表第1」とあるのは「別表第5」と、第15条の4第2項に、「150円」を「165円」に、「300円」を「330円」に改める。

第19条及び第20条中「第15条の3」を「第15条の4」に改める。

第24条前段中「335円」を「326円」に改める。

第28条に次の2項を加える。

- 2 管理者は、使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から1月当たり20円に100分の105を乗じて得た額を減額する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに料金が納入されなかったときは、この限りでない。

別表第1から別表第8までを次のように改める。

別表第1(第15条及び第15条の3関係)

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
20ミリメートル以下	5立方メートル	920 ^円
25ミリメートル	10立方メートル	1,900
40ミリメートル	10立方メートル	2,780
50ミリメートル	50立方メートル	18,300
75ミリメートル	100立方メートル	35,910
100ミリメートル	250立方メートル	71,600
150ミリメートル	500立方メートル	134,260
200ミリメートル	1,000立方メートル	281,520

別表第2(第15条関係)

給水管の呼び径	使用水量	従量料金(1立方メートルにつき)
20ミリ	5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10 ^円
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	177
	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208

メートル 以下	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
	200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
25ミリ メートル 及び40 ミリメー トル	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	177
	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
	200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
50ミリ メートル	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
	200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284

	5,000立方メートルを超える部分	326
75ミリメートル	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
	200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
100ミリメートル	250立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
150ミリメートル	500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
200ミリメートル	1,000立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において使用する場合の使用水量で100立方メートル（給水管の呼び径が100ミリメートル、150ミリメートル又は200ミリメートルの場合にあつては、別表第1に規定する当該給水管の呼び径ごとの基本水量）を超える部分		39

別表第3（第15条の2関係）

使用水量	従量料金（1立方メートルにつき）
5立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、10立方メー	10円

トルに戸数を乗じて得た水量までの部分	
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	177
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、30立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	180
30立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、100立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	208
100立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	226
200立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	243
500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	284
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	326

別表第4(第15条の4関係)

使 用 水 量	従量料金(1立方メートルにつき)
8立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	円 24
30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	208
100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	226
200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	243
500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超える部分	284

別表第5(第18条関係)

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
20ミリメートル以下	10立方メートル	円 1,840

25ミリメートル	20立方メートル	3,800
40ミリメートル	20立方メートル	5,560
50ミリメートル	100立方メートル	36,600
75ミリメートル	200立方メートル	71,820
100ミリメートル	500立方メートル	143,200
150ミリメートル	1,000立方メートル	268,520
200ミリメートル	2,000立方メートル	563,040

別表第6.(第18条関係)

給水管の 呼び径	使 用 水 量	従量料金(1立方 メートルにつき)
20ミリ メートル 以下	10立方メートルを超え, 20立方メートルまでの 部分	円 10
	20立方メートルを超え, 40立方メートルまでの 部分	177
	40立方メートルを超え, 60立方メートルまでの 部分	180
	60立方メートルを超え, 200立方メートルまで の部分	208
	200立方メートルを超え, 400立方メートルま での部分	226
	400立方メートルを超え, 1,000立方メー トルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え, 10,000立方 メートルまでの部分	284
	10,000立方メートルを超える部分	326
	20立方メートルを超え, 40立方メートルまでの 部分	177
	40立方メートルを超え, 60立方メートルまでの 部分	180

	部分	
25ミリメートル及び40ミリメートル	60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000立方メートルを超える部分	326
50ミリメートル	100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000立方メートルを超える部分	326
75ミリメートル	200立方メートルを超え、400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000立方メートルを超える部分	326
100ミリメートル	500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え、10,000立方	284

ル	メートルまでの部分	
	10,000立方メートルを超える部分	326
150ミリメートル	1,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	284
ル	10,000立方メートルを超える部分	326
200ミリメートル	2,000立方メートルを超え、10,000立方メートルまでの部分	284
ル	10,000立方メートルを超える部分	326
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において使用する場合の使用水量で200立方メートル（給水管の呼び径が100ミリメートル、150ミリメートル又は200ミリメートルの場合にあっては、別表第5に規定する当該給水管の呼び径ごとの基本水量）を超える部分		39

別表第7(第18条関係)

使用水量	従量料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	円 10
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	177
40立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	180
60立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	208
200立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	226
400立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	243
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、10,	284

000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	326

別表第8(第18条関係)

使 用 水 量	従量料金(1立方メートルにつき)
16立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	円 24
60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	208
200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	226
400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	243
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超える部分	284

附 則 :

(施行期日)

- この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第15条の2の次に1条を加える改正規定、第15条の3第2項の改正規定(同条を第15条の4とする部分に限る。)、第18条第2項前段の改正規定、同項後段の改正規定(「第15条の3第2項」を「第15条の3第2項中「別表第1」とあるのは「別表第5」と、第15条の4第2項」に改める部分に限る。)並びに第19条及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の京都市水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)第15条の2第2項、第15条の4第2項、第18条第2項、第24条、第28条第2項及び第3項並びに別表第1から別表第8までの規定は、平成25年10月1日以後に決定す

る使用水量に係る料金について適用し、同日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

(暫定基本水量)

- 3 この条例の施行の日から平成25年9月30日までに決定する使用水量に係る共同住宅における専用装置に係る1月の料金の額における基本水量に関する改正後の条例第15条の3第2項(改正後の条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「に係る別表第1に規定する基本水量を合計した水量」とあるのは、「の数に10立方メートルを乗じて得た水量」(改正後の条例第18条第2項において準用する場合にあつては、「の数に20立方メートルを乗じて得た水量」とする。

(上下水道局総務部総務課及びお客さまサービス推進室)